

審 第 3 7 8 2 号
答 申 第 3 4 4 号
令和6年11月18日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年10月24日付け〇〇児第〇〇号－〇〇による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第306号

令和4年9月8日付けで審査請求人から提起された、令和4年8月18日付け
〇〇児第〇〇号－〇〇で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁
決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和4年8月18日付け〇〇児第〇〇号ー〇〇で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- （1）実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、別表2に掲げる情報を開示すべきである。
- （2）実施機関が行ったその他の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として、令和4年7月8日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定により、「〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日まで、〇〇児童相談所で扱っている、〇〇と私（〇〇）の情報がわかるもの全て。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和4年7月22日付け〇〇児第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- （3）実施機関は、本件開示請求に対し、後記4（2）ア（ア）のとおり、別表1に掲げる行政文書（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報 を特定し、本件決定を行った。
- （4）審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4年9月8日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （5）実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和4年10月24日付け〇〇児第〇〇号ー〇〇で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定のうち不開示としたすべての処分又は一部の処分を取り消す裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

(ア) 不開示箇所が過剰に多い

本件決定にて部分開示された情報は不開示箇所が過剰に多く、審査請求人は適切な開示とは納得しえないものである。よって千葉県情報公開審査会に諮問を求める。

(イ) 示された「開示しない理由」は不当である

条例第17条第2号イによって開示されるべき情報（審査請求人が話した内容等）が開示されていない。

開示しない理由に「情報が開示されることにより、今後、事務の目的にそった成果が得られず、又、事務の適正な執行が阻害され、もしくはその可能性があるおそれがある。」とあるが、理由の根拠が無く、対応する法の条文や適用基準も示されていない。

さらに、開示しない理由に「当該情報は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行う開示請求に係る情報であって、開示することにより本人の権利利益を害するおそれがある。」とあるが、根拠がない。むしろ〇〇児童相談所が情報を秘匿する事で本人の権利利益を害し、児童の権利に関する条約第12条に違反し、児童の意見表明権を阻害しているおそれがある。さらに、〇〇、一時保護開始から現在まで〇〇親子面会と通信が行われていない事実があることを付記する。

(ウ) 示された「開示しない理由」に該当しない箇所も不開示となっている

開示しない理由に「特定の個人が識別できる情報が含まれる」とあるが、該当しない箇所も非開示となっている。

(エ) 第三者評価にて情報提供等は適切に行われていないと評価されている

〇〇児童相談所は、〇〇年度一時保護第三者評価において、〇〇となっており、一般から見て〇〇児童相談所は適切な情報把握、情報提供をしていない事実がある。当然、本件決定にて部分開示となった内容も適切とは全く言えない。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 後記4(1)「弁明の主旨」について

審査請求人は、本件審査請求を棄却するとの裁決は不当であると主張する。

前提として、条例の目的は第一条に記載のある通り、「県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政に対す

る信頼の確保に資すること」にある。

しかし、残念ながら〇〇児童相談所は県民の個人情報をも私物化し、法的な根拠に基づかない秘匿をしている疑いがあり、間違った内容が記載されていても県民は訂正を請求することが出来ず、児相による条例の運用がその目的に反したものの、即ち個人の権利利益を侵害するものであると主張する。

本件の当該開示情報における過剰な黒塗りは、児相が個人情報保護法を運用するにあたっては個人の権利利益の保護を図る目的ではなく、児相が自身にとって都合の悪い箇所を隠蔽する目的である懸念が払拭できず、県政に対する信頼を損なう対応であると言わざるをえない。

よって、県は信頼回復のためにも公正な審査が速やかに執り行われるよう裁決を求める。

イ 後記４（２）イ（イ）「条例第１７条第２号該当性について」について

認めない。

〇〇児童相談所は個人情報を不当に開示しない事で、現在審査請求人個人の権利利益を害している。

〇〇児童相談所が本件の情報内に、審査請求人と子の情報以外のどの個人（公務員及びみなし公務員以外の国民）を、大量の黒塗りになるほど記載しているのかは非合理的であると言わざるをえない。

ウ 後記４（２）イ（ウ）「条例第１７条第６号ハ該当性について」について

認めない。

〇〇児童相談所の主張は曖昧模糊としており、逆に業務としての説明その責任を放棄し、審査請求人の権利権益を害していると言わざるをえない。

〇〇児童相談所が説明業務と説明責任を放棄している事実が多数ある以上、本来業務の遂行を放棄するため条例の目的に反した隠蔽行為であると主張する。

エ 後記４（２）イ（エ）「条例第１７条第７号該当性について」について

認めない。

〇〇。また、審査請求人と子の面会も適切な説明もなく制限されており、〇〇親子面会もなされておらず、手紙による通信も無く、その上本件の情報開示の大量の黒塗りでである。

一般的に見て、〇〇児童相談所による人権侵害行為、その隠蔽工作の可能性を全く否定できない。これらの経緯を鑑みれば、児童に関する情

報の非開示こそが児童の意思に反した隠蔽であり、児童の権利権益を深刻に害するものである蓋然性が非常に高いと言わざるをえない。

オ 後記４（３）「弁明の内容」アについて

認めない。

ここに至っては適正かどうかは〇〇児童相談所が決めることではない。

〇〇年度一時保護第三者評価にて〇〇児童相談所は〇〇と既に評価を下されている。県情報公開審査会に適正な諮問を求める。

カ 後記４（３）「弁明の内容」イについて

弁明内容は認めない。

「審査請求人がそのような情報がある根拠や具体的な該当箇所は不明」とあるが、面談で話した内容が記載されておらず、もし話してもない内容が記載されているのであれば公文書偽造になるが、本件では非開示部分が過剰に多く、訂正請求も出来ず個人の権利権益を害している。

〇〇児童相談所の主張はすべて「〇〇児童相談所の都合」に沿ったものであり、条例の目的である「個人の権利利益の保護」から外れたものである。

キ 後記４（３）「弁明の内容」ウについて

認めない。

〇〇児童相談所との面談内容は審査請求人が記録に残しているが、記録されるべき事項や開示できるはずの情報も開示されていない。

ク 後記４（３）「弁明の内容」エについて

認めない。

本件は「〇〇児童相談所が個人情報 を正しく取り扱っていない事柄」についての審査請求である。「〇〇児童相談所が個人情報 を正しく扱っていないとする既知の客観的情報」は本件に直接関係がある。

〇〇児童相談所は第三者評価を活用し、己の運営方針を顧みるべきである。

ケ 結論

〇〇児童相談所は個人の知る権利を妨害し、説明責任を履行せず、正しい情報を正しく取り扱っておらず、真実を有耶無耶にし、間違った事実を捏造し押し進め、個人の利益ひいては県民全体の利益を害している。

審査請求人の本件審査請求は棄却されるべきではない。

４ 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

（１）弁明の主旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分内容及び理由

ア 処分の内容

(ア) 対象文書の特定について

本件開示請求を受け、別表 1 に掲げる 31 件の行政文書（以下、各行政文書の名称については、別表 1 の「略称」欄記載の略称をそれぞれ用いる。）を特定し、その全てについて部分開示決定を行った。

(イ) 本件文書の内容

- a 本件文書 1 及び 2 は、本件児童以外の人物とのやり取りを記載した文書である。
- b 本件文書 3 から 9 までは、対象家庭における緊急度及びリスクを評価・判定した文書である。
- c 本件文書 10 は、対象家庭についての初期調査の結果を記載した文書である。
- d 本件文書 11 から 15 までは、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
- e 本件文書 16 から 20 までは、本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
- f 本件文書 21 及び 22 は、本件児童の心理状態を診断し、本件児童の状態を把握するための文書である。
- g 本件文書 23 から 29 までは、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した文書である。
- h 本件文書 30 は、本件児童の件につき、関係機関等とのやり取りを記録した文書である。
- i 本件文書 31 は、本件児童の日頃の行動を観察・記録し、本件児童の状態像を把握・評価し、援助方針を決定するために作成した文書である。

イ 処分の理由

(ア) 不開示部分について

- a 本件文書 1 中のタイトル、児童の情報、家庭状況・同居者等を除く不開示部分は条例第 17 条第 6 号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。
- b 本件文書 2 中のタイトル、子どもの情報、住居形態、家族構成、緊急受理会議実施日、会議参加者を除く不開示部分は条例第 17 条第 6 号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。
- c 本件文書 3 から 9 までの中の不開示部分はそれぞれのシートにおける評価部分であり、条例第 17 条第 6 号ハに該当するとして、当

該部分を不開示としたものである。

d 本件文書10中のタイトル、児童氏名、生年月日、記入者、次回報告日を除く内容は条例第17条第6号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

e 本件文書11から15までの中のタイトル、児童名、生年月日、日付、福祉司氏名を除く部分は条例第17条第6号ハに該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

f 本件文書16から20までの中のタイトル、児童名、生年月日、診断年月日、心理司名を除く部分は条例第17条第7号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

g 本件文書21及び22の中のタイトル、児童名、生年月日、診断年月日を除く部分は条例第17条第7号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

h 本件文書23から29までの中のタイトル、会議年月日、ケース番号、児童名、次回報告日を除く部分は条例第17条第6号ハに該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

i 本件文書30中のタイトル、児童名、ケース番号、担当者、日時、記録者を除く部分は条例第17条第2号、条例第17条第6号ハ、条例第17条第7号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

j 本件文書31中のタイトル、年月日、記録者を除く部分の内容は条例第17条第6号ハ、条例第17条第7号に該当するとして、該当部分を不開示としたものである。

(イ) 条例第17条第2号該当性について

本件文書30及び31の内容には審査請求人以外の個人名及び当該個人とのやり取りの経過が記載されている。よって、これを開示することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別しうるために、個人の権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 条例第17条第6号ハ該当性について

本件文書16から22までを除く全ての本件文書には、本件児童についての児童相談所内での調査や相談及び会議内容などが詳細に記載されている。よって、これらを開示することにより、現在継続中である本件児童のケースについて、業務の遂行に支障をきたすおそれがある。

(エ) 条例第17条第7号該当性について

本件文書11から22まで、30及び31には、本件児童本人が一時保護されたとき以降の状態像や心理的状态、行動の様子などが詳細

に記録されているものである。本件児童はその法定代理人である審査請求人から虐待を受けており、このような状況下で自己の情報を審査請求人が法定代理人として開示請求すること自体が本件児童の意思に反するものというべきである。よって、これらを開示することにより、未成年者である本件児童本人の権利利益を害するおそれがある。

(3) 弁明の内容

審査請求人は審査請求の理由を4点に分けて主張しているので、以下それぞれに反論する。

ア まず、不開示箇所が過剰に多い、との主張であるが、不開示理由は前記のとおりであり、条例に基づき開示すべき範囲について適正に開示を行っている。

イ 次に、条例第17条第2号ただし書イによって開示されるべき情報がある、との主張であるが、当該条文は第三者の個人情報のうち「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示対象とすべきとしている規定である。審査請求人がそのような情報があるとする根拠や具体的な該当箇所は不明であるが、仮に当該条文に該当する情報がある場合には児童相談所は開示を行っており、不開示部分については条例第17条第2号ただし書イには該当しない。

また、審査請求人は「開示しない理由に『情報が開示されることにより、今後、事務の目的にそった成果が得られず、又、事務の適正な執行が阻害され、もしくはその可能性があるおそれがある。』とあるが、理由の根拠がなく、対応する法の条文や適用基準も示されていない」と主張する。

これについては条例第17条第6号ハを根拠条文として開示決定通知書に摘示している。本件文書には、本件児童についての児童相談所内での調査や相談及び会議などの内容、関係機関への照会結果や、同機関との協議内容などが詳細に記載されている。よってこれらを開示することにより、現在継続中である本件児童のケースについて、業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、当該部分について不開示とした。

さらに審査請求人は「開示しない理由に『当該情報は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって行う開示請求に係る情報であって、開示することにより本人の権利利益を害するおそれがある。』とあるが、根拠がない。」と主張する。

しかしながら、条例第17条第7号は法定代理人による請求があった場合に、本人と開示請求をした当該法定代理人との間で権利利益が相反する場合、本人の個人情報を当該法定代理人に開示すると本人の権利利

益を害することになりかねないことに鑑み、そのような場合にあっては法定代理人の請求に係る本人の情報について不開示としている。

本件児童本人が法定代理人である審査請求人から虐待を受けている本件において、本件児童の状態像や心理的状态、行動の様子などが記載された文書を開示することはまさに権利利益が相反する場合に該当するのであって、不開示とすべきものである。

ウ 審査請求人は「開示しない理由」に該当しない箇所も非開示となっている旨主張するが、具体的該当箇所は不明であるし、そのような主張をする根拠も不明である。児童相談所は決定通知書に摘示した理由に該当する部分を不開示としている。

エ 本件開示請求に直接関連性がないため反論しない。

以上のとおり、実施機関は法令に基づいて開示決定を行っており、審査請求人の本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報を開示することを求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 相談受付票の不開示部分について

(ア) 本件文書1は、児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した相談受付票であると認められる。

実施機関は、本件文書1で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書1で不開示とされた部分には、児童相談所と関係機関とのやり取りの内容に係る情報が記載されて

いると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

イ 子ども虐待相談・通告受付票の不開示部分について

(ア) 本件文書2は、児童相談所と関係機関とのやり取りを記載した子ども虐待相談・通告受付票であると認められる。

実施機関は、本件文書2で不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書2で不開示とされた部分には、児童相談所と関係機関とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 緊急度アセスメントシートの不開示部分について

(ア) 本件文書3から5までは、児童相談所が本件児童の家庭における緊急度を評価・判定した緊急度アセスメントシートであると認められる。

実施機関は、本件文書3から5までで不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 審議会で見分したところ、本件文書3から5までで不開示とされた部分には、一時保護の必要性を判断するために記載された事項のうちどの事項に該当するかチェックするための欄や「YES」又は「NO」を選択する部分が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、判断の適否をめぐって疑義が提出されるなど、混乱が生じ、また、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機

関の判断は妥当である。

エ リスクアセスメントシートの不開示部分について

- (ア) 本件文書 6 から 9 までは、児童相談所が本件児童の家庭におけるリスクを評価・判定したリスクアセスメントシートであると認められる。

実施機関は、本件文書 6 から 9 までで不開示とした情報について、条例第 17 条第 6 号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書 6 から 9 までで不開示とされた部分には、リスクを判断するために記載された項目ごとに、該当するか否か等をチェックするための欄が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、判断の適否をめぐって疑義が提出されるなど、混乱が生じ、また、今後、自分に有利な結果を得るために行動を取り繕うなどして、客観的な評価が妨げられる結果、適切な援助方針の決定という児童保護業務の目的が達成できなくなるおそれや円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第 17 条第 6 号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

オ 初期調査報告票の不開示部分について

- (ア) 本件文書 10 は、児童相談所が本件児童の家庭について行った初期調査及び会議の結果を記載した初期調査報告票であると認められる。

実施機関は、本件文書 10 で不開示とした情報について、条例第 17 条第 6 号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書 10 で不開示とされた部分には、本件開示請求に係る事案につき、児童相談所が行った調査の内容、事案に対する評価、今後の対応方針等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第 17 条第 6 号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

カ 児童福祉司意見の不開示部分について

- (ア) 本件文書 11 から 15 までは、児童福祉司が、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した児童福祉司意見であ

ると認められる。

実施機関は、本件文書 1 1 から 1 5 までで不開示とした情報について、条例第 1 7 条第 6 号ハ及び第 7 号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書 1 1 から 1 5 までの不開示部分のうち、別表 2 に掲げる部分には、審査請求人が既に把握していると思われる事実のみが記載されており、当該情報を開示したとしても、条例第 1 7 条第 6 号ハに掲げられているおそれがあるとは認められない。

また、本件開示請求は未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、当該情報を開示することにより本人の権利利益を害するおそれがあるとはいえないから、同条第 7 号に該当しないと認められる。

したがって、別表 2 に掲げる情報は開示すべきである。

- (ウ) 本件文書 1 1 から 1 5 までで不開示とされたその余の部分の中には、本件児童以外の個人に関する情報であって、本件児童以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、条例第 1 7 条第 2 号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

- (エ) また、本件文書 1 1 から 1 5 までで不開示とされたその余の部分の中には、児童相談所と関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして認められる。

よって、当該情報を条例第 1 7 条第 6 号ハに該当するとして実施機関の判断は妥当である。

- (オ) さらに、本件文書 1 1 から 1 5 までで不開示とされた部分には、前記 (イ)、(ウ) 及び (エ) の情報のほか、本件開示請求に係る事案につき、児童相談所の職員が行った評価、判断等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして認められる。

よって、当該情報を条例第１７条第６号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

キ 心理診断票の不開示部分について

- (ア) 本件文書１６から２０までは、児童心理司が、本件児童の心理状態を診断し、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報を記載した心理診断票であると認められる。

実施機関は、本件文書１６から２０までで不開示とした情報について、条例第１７条第７号に該当して不開示が相当であると主張するが、審議会で見分したところ、当該部分には診断に関する情報が記載されているので、職権により、条例第１７条第６号ハ該当性について、以下、検討する。

- (イ) 本件文書１６から２０までで不開示とされた部分には、児童心理司が本件児童を診断した結果等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は条例第１７条第６号ハに該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

ク 医学診断票の不開示部分について

- (ア) 本件文書２１及び２２は、精神科医師が、本件児童の心理状態を診断し、本件児童の状態を把握するために記載した医学診断票であると認められる。

実施機関は、本件文書２１及び２２で不開示とした情報について、条例第１７条第７号に該当して不開示が相当であると主張するが、審議会で見分したところ、当該部分には診断に関する情報が記載されているので、職権により、条例第１７条第６号ハ該当性について、以下、検討する。

- (イ) 本件文書２１及び２２で不開示とされた部分には、精神科医師が本件児童を診断した結果等に係る情報及び精神科医師の氏名が記載されていると認められる。

これらの情報を開示すると、当該医師に対し真偽を確認しようとする何らかの働き掛け等がなされることや、本人とのトラブルを回避しようと記載内容が形骸化し、実施機関において必要な情報が把握できなくなるといった可能性がある等、今後の実施機関における児童保護業務

の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当であり、当該情報を不開示とした実施機関の決定は、結論において妥当である。

ケ 援助方針会議録の不開示部分について

- (ア) 本件文書23から29までは、本件児童の援助方針を決定するための会議に必要な情報及び会議の結果を記載した援助方針会議録であると認められる。

実施機関は、本件文書23から29までで不開示とした情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書23から29までで不開示とされた部分には、本件開示請求に係る事案につき、児童相談所の職員が行った評価、判断等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

コ 経過記録の不開示部分について

- (ア) 本件文書30は、本件児童との面接や記録者の観察による本件児童の様子・所見、関係機関等とのやり取り等を記録した経過記録であると認められる。

実施機関は、本件文書30で不開示とした情報について、条例第17条第2号、第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書30で不開示とされた部分の中には、本件児童以外の個人に関する情報であって、本件児童以外の特定の個人を識別することができるものが記載されていると認められる。

当該情報は、条例第17条第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないから、同号の不開示理由に該当し、不開示が相当である。

よって、当該情報を条例第17条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (ウ) また、本件文書30で不開示とされた部分の中には、児童相談所と

関係機関等とのやり取りの内容に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (エ) また、本件文書30で不開示とされた部分の中には、職員が本件児童について評価した所見、職員が観察した本件児童の様子等に係る情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を条例第17条第6号ハに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

- (オ) さらに、本件文書30で不開示とされた部分には、前記(イ)、(ウ)及び(エ)の情報のほか、本件児童が実施機関において受けた検査の結果に係る情報が記載されていると認められる。

本件開示請求は、未成年者の法定代理人が本人に代わって行う開示請求であるところ、本件児童が審査請求人から虐待を受けたことが保護理由とされていることから、当該情報を開示することにより、それが審査請求人の行動に影響を及ぼし、本件児童の権利利益を害するおそれは十分に認められる。

そうすると、審査請求人と本件児童とで利益が相反することになるため、当該情報を条例第17条第7号に該当するとした実施機関の判断を否定することはできない。

サ 行動記録の不開示部分について

- (ア) 本件文書31は、本件児童の日頃の行動を観察・記録し、本件児童の状態像を把握・評価し、援助方針を決定するために作成された行動記録であると認められる。

実施機関は、本件文書31で不開示とした情報について、条例第17条第2号、第6号ハ及び第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 審議会で見分したところ、本件文書31で不開示とされた部分には、職員が本件児童の行動を観察・記録し、本件児童の状態像を把握・評価した情報が記載されていると認められる。

当該情報を開示すると、今後、職員が関係者の意向を考慮して差し障りのない記載に努めることにより、記載内容が形骸化し、本来必要な記載がされなくなり、適切な援助方針の決定という児童保護業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は条例第17条第6号ハに該当し、同条第2号及び第7号の該当性を検討するまでもなく、当該情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月26日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年11月24日	反論書の写しの受理
令和6年 4月23日	審議（令和6年度第1回第1部会）
令和6年 5月28日	審議（令和6年度第2回第1部会）
令和6年 6月25日	審議（令和6年度第3回第1部会）
令和6年 7月23日	審議（令和6年度第4回第1部会）
令和6年 9月24日	審議（令和6年度第5回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

別表 1

番号	行政文書の件名	略 称	実施機関の不開示理由		
			2号	6号ハ	7号
1	相談受付票	本件文書 1		○	
2	子ども虐待相談・通告受付票	本件文書 2		○	
3	緊急度アセスメントシート	本件文書 3		○	
4	緊急度アセスメントシート	本件文書 4		○	
5	緊急度アセスメントシート	本件文書 5		○	
6	リスクアセスメントシート	本件文書 6		○	
7	リスクアセスメントシート (2回目)	本件文書 7		○	
8	リスクアセスメントシート (3回目)	本件文書 8		○	
9	リスクアセスメントシート (初回目)	本件文書 9		○	
10	初期調査報告票	本件文書 10		○	
11	児童福祉司意見	本件文書 11		○	○
12	児童福祉司意見	本件文書 12		○	○
13	児童福祉司意見	本件文書 13		○	○
14	児童福祉司意見	本件文書 14		○	○
15	児童福祉司意見	本件文書 15		○	○
16	心理診断票	本件文書 16			○
17	心理診断票	本件文書 17			○
18	心理診断票	本件文書 18			○
19	心理診断票	本件文書 19			○
20	心理診断票	本件文書 20			○
21	医学診断票	本件文書 21			○
22	医学診断票	本件文書 22			○
23	【定例・臨時】援助方針会議録	本件文書 23		○	
24	【定例・臨時】援助方針会議録	本件文書 24		○	

番号	行政文書の件名	略 称	実施機関の不開示理由		
			2号	6号ハ	7号
25	【定例・臨時】援助方針会議録	本件文書25		○	
26	【定例・臨時】援助方針会議録	本件文書26		○	
27	【定例・臨時】援助方針会議録	本件文書27		○	
28	【定例・臨時】援助方針会議録	本件文書28		○	
29	【定例・臨時】援助方針会議録	本件文書29		○	
30	経過記録	本件文書30	○	○	○
31	行動記録	本件文書31	○	○	○

注 「実施機関の不開示理由」欄の、「2号」欄の「○」は条例第17条第2号に該当することを、「6号ハ」欄の「○」は条例第17条第6号ハに該当することを、「7号」欄の「○」は条例第17条第7号に該当することを、それぞれ意味する。

別表2

行政文書の件名（略称）	開示すべき情報
児童福祉司意見（本件文書11）	1ページ目の不開示部分のうち、6行目から8行目8文字目まで及び9行目23文字目から11行目25文字目まで
児童福祉司意見（本件文書12）	1ページ目の不開示部分のうち、5行目から7行目8文字目まで及び8行目23文字目から10行目25文字目まで
児童福祉司意見（本件文書13）	1ページ目の不開示部分のうち、5行目及び7行目14文字目から9行目9文字目まで
児童福祉司意見（本件文書14）	1ページ目の不開示部分のうち、5行目から6行目12文字目まで及び7行目26文字目から9行目22文字目まで
児童福祉司意見（本件文書15）	1ページ目の不開示部分のうち、5行目及び7行目14文字目から9行目9文字目まで